

三重ニュービジネス協議会規約（定款）

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、三重ニュービジネス協議会と称する。

第2条（目的）

本会は、経済・社会構造の変化と技術革新に対応しつつ、商品・サービス等に革新性・新規性を持ち、持続的な成長を目指す各種事業(以下「ニュービジネス」という。)の支援及び本会内外諸団体との連携・交流促進によりニュービジネスの育成と振興を図り、以って三重県内産業の健全な発展と三重県民の真に豊かな生活の向上に貢献することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ニュービジネスの育成・振興策の調査、研究
- (2) ニュービジネスに関する講演会、研究会、研修会等の開催と啓発活動
- (3) ニュービジネス関係諸団体との交流並びに情報交換
- (4) ニュービジネスに関する情報収集と提供
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第4条（会員）

本会の定める会員は、法人会員及び個人会員をもって構成する。

- (1) 法人会員は、本会の目的に賛同する法人並びに国・地方自治体・地方公共団体とする。
- (2) 個人会員は、前項の定める法人会員以外とする。

第5条（入会）

本会会員になろうとするものは、別に定める『入会申込書』を本会会長宛へ提出し、本会理事会へ諮問答申の上、これを承認するものとする。

第6条（会費負担）

会員は、別表に定める会費を本会へ納入しなければならないものとする。

第7条（退会）

会員は、別に定める『退会届』を本会理事会へ提出することにより、任意にいつでも退会することができるものとする。

第8条（除名）

会員が、次の各号いずれかに該当するときは、総会において会員数の半数以上の決議により、除名することができるものとする。尚、この場合において当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに予め通知するとともに、

総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会規約に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規程により会員を除名する場合は、当該会員に対し、通知するものとする。

第9条（会費等の不返還）

既納の会費及びその他当会に対する拠出金は、一切返還しないものとする。

第3章 役員

第10条（種別）

本会に次の役員を設置する。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 2名以内
 - (3) 顧問
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。

第11条（選任）

役員は、総会において選任する。

第12条（職務）

役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事 理事会を構成し、本会の運営と執行にあたる。
4. 監事 資産及び会計を監査し、必要があれば総会ないし理事会へ報告する。

第13条（任期）

役員の仕事は、2年とし、再任を防げない。尚、役員の変更があった場合、新たな役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第14条（解任）

役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情がある場合は、任期中でも総会の決議を得てこれを解任することができるものとする。

第4章 総会・理事会

第15条（総会）

総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は理事会が必要と認めた場合、又は総会員の5分の1以上の請求があったとき、会長が招集するものとする。

第16条（総会の招集）

総会を招集する場合、開会7日前までに、その総会に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならないものとする。

第17条（総会の議長）

総会の議長は、原則会長がこれにあたるが、会員の互選によって議長を選出することもできるものとする。

第18条（総会の決議事項）

総会は、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 役員を選任
4. 規約の変更
5. その他理事会に於いて必要と認めた事項

第19条（総会の定足数）

総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第20条（総会の決議）

総会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

第21条（総会の議事録）

総会の議事については、事務局が議事録を作成し、役員が署名捺印の上、これを保存しなければならないものとする。

第22条（理事会）

理事会は、原則年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事の3分の1以上から請求があった場合は、会長は臨時理事会を招集しなければならないものとする。

第23条（理事会の決議事項）

理事会は、次の事項を審議する。

1. 総会に附すべき事項
2. 本会運営上の諸事項
3. その他必要とする事項

第24条（理事会の定足数）

理事会は、他役員を含む理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第25条（理事会の決議）

理事会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。尚、理事会の議長は、会長がこれにあたる

ものとする。

第5章 資産及び会計

第26条 (資産の構成)

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 寄附金品
3. その他収入

第27条 (資産の管理)

本会の資産は、会長が管理する。ただし、会長が指名し、理事会にて承認を得た者がその管理を受託できるものとする。

第28条 (経費の支弁)

本会の経費は、本会の資産を以って支弁するものとする。

第29条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

第6章 補則

第30条 (事務局)

本会の事務業務を処理するために、事務局を設置する。

第31条 (その他)

本規約に定めるもののほか、必要事項については、会長が理事会の決議を得て別に定めるものとする。

附則

本規約は、平成25年6月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

会員区分	年会費額
法人会員	36,000円
個人会員	12,000円